

令和 7 年 8 月 22 日
北海道森林管理局

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 所
一般社団法人 道南森林整備機構	北海道檜山郡江差町字南が丘 7 番地63

2 指名停止の期間 令和 7 年 8 月 23 日から令和 7 年 9 月 22 日まで（1 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲 北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

えぞ林業共同事業体（代表者 一般社団法人道南森林整備機構、構成員 合同会社フォレスト）が渡島森林管理署から受注した「7 年度渡島署【美利河地区】保全整備（保育間伐・地拵・植付）第 3 号」において、伐区を誤認し立木 34 本（被害区域 0.05ha、トドマツ外 1 種、21.41m³）を誤伐した。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）別表第 2 第 16 号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

【問い合わせ先】

北海道森林管理局総務企画部経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線 307）